

在宅生活支援

在宅生活に必要な環境整備

1 補装具の交付・修理

身体上の障がいを補い、日常生活を容易にするための補装具の交付や修理などを行っています。補装具の種類によっては、医師の意見書や障がい者更生相談所の判定が必要となります。必ず購入や修理の前にご相談ください。

[対象者]

身体障がい者手帳の交付を受けている人及び難病の人

[費用負担]

原則 1 割負担。ただし、所得等に応じて上限が定められています。

[申請に必要なもの]

(1)意見書・処方せん (2)見積書 (3)身体障がい者手帳等 (4)印かん
(5)マイナンバー等 ※対象者が 18 歳未満の場合、対象者と保護者のもの

[補装具一覧]

障がい種別	補装具の種目
視覚障がい	義眼・眼鏡・視覚障がい者安全つえ
聴覚障がい	補聴器
音声・言語機能障がい	意思伝達装置
肢体不自由	義肢・装具・歩行補助杖・車椅子・歩行器・電動車椅子・座位保持装置等

※ただし、障がい程度等や所得に応じて交付の制限があります。

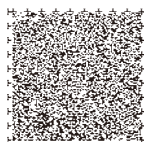
※介護保険対象の方については、介護保険の福祉用具と共通する車椅子・電動車椅子・歩行補助つえ・歩行器などの補装具を希望する場合、原則として、介護保険による福祉用具貸与が優先します。また、労働者災害補償保険法等の他の制度で補装具の給付等が受けられる場合は、利用できません。

福岡県障がい者更生相談所による巡回相談

障がい者更生相談所と市の共催で補装具に関する巡回相談を年 1 回実施し、交付・修理などの相談に応じています。必ず事前の申し込みが必要です。

[問い合わせ先] 社会・障がい者福祉課 電話 0948-22-5500(内 1151)

ファックス 0948-21-6356 メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp



2 日常生活用具の給付

難病の方を含む障がい者・障がい児に対し、日常生活を容易にするために用具の給付を行っています。給付を受けるためには、事前申請が必要となります。

[対象者]

身体障がい者手帳及び療育手帳の交付を受けている人及び難病の人

[費用負担]

原則 1 割負担。ただし、所得等に応じて上限が定められています。
なお、高額障がい福祉サービス費は除かれます。

[申請に必要なもの]

- (1)身体障がい者手帳または療育手帳等 (2)印かん (3)カタログ・見積書
(4)マイナンバー等 ※対象者が 18 歳未満の場合、対象者と保護者のもの

[日常生活用具一覧]

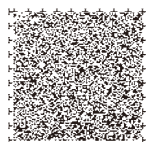
障がい種別	用具の種目
視覚障がい	ポータブルレコーダー・視覚障がい者用時計・音声式体温計・体重計・点字タイプライター・電磁調理器・点字図書・拡大読書器・歩行時間延長信号機用小型送信機・活字文書読上げ装置・点字ディスプレイ・点字器・情報、通信支援用具・携帯用会話補助装置 ※点字ディスプレイは、視覚障がいと聴覚障がいを有する方が対象です。
聴覚障がい	屋内信号装置・通信装置・情報受信装置・点字ディスプレイ ※点字ディスプレイは、視覚障がいと聴覚障がいを有する方が対象です。
音声・言語障がい	携帯用会話補助装置・人工喉頭・通信装置
肢体不自由	便器・特殊便器・特殊マット・特殊寝台・特殊尿器・入浴担架・体位変換器・入浴補助用具・移動用リフト・居宅生活動作補助用具・移動移乗支援用具・T字状、棒状のつえ・収尿器・頭部保護帽・情報、通信支援用具・訓練いす・訓練ベット ※訓練いす、訓練ベットは障がい児のみが対象です。 ※介護保険の福祉用具貸与が優先となる場合があります。
内部障がい	透析液加温器・ネブライザー・たん吸引器・ストーマ装具(消化器系・尿路系)等の排泄管理支援用具
その他(身体障がい)	酸素ボンベ運搬車・火災警報器・自動消火器・パルスオキシメーター
知的障がい	頭部保護帽

※用具の種目別に等級(障がい部位ごと)などによる制限、所得に応じて給付の制限があります。

[問い合わせ先] 社会・障がい者福祉課 電話 0948-22-5500(内 1156)

ファックス 0948-21-6356

メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp



3 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業

在宅の小児慢性特定疾患児に対して、日常生活の利便を図るために、日常生活用具の給付を行います。

[対象者]

1	国が定める小児慢性特定疾患児
2	在宅での療養が可能な程度に病状が安定していると医師によって判断される人
3	児童福祉法及び障害者総合支援法等の施策の対象とならない人

[費用負担]

本人及び生計中心者である世帯員の所得税額等に応じて費用負担があります。

[給付品目]

・便器 ・特殊マット ・特殊寝台 ・特殊尿器 ・特殊便器 ・体位変換器 ・入浴補助用具 ・車いす ・歩行支援用具 ・電気式たん吸引器 ・ネブライザー(吸入器) ・頭部保護帽 ・クールバスト ・紫外線カットクリーム ・パルスオキシメーター ・ストーマ装具(消化器系・尿路系) ・人工鼻
--

※用具によって条件や所得制限があります。

[問い合わせ先] 社会・障がい者福祉課 電話 0948-22-5500(内 1156)
ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp

4 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、補聴器の購入費の一部を助成しています。助成を受けるためには、事前申請が必要です。

[対象者]

1	飯塚市内に住所を有する方
2	18歳未満の方(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)
3	原則として、両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障がい者の手帳の交付対象とならない方

[費用負担]

補聴器購入費の3分の1負担。補聴器の種類・所得等に応じて上限額が定められています。

[問い合わせ先] 社会・障がい者福祉課 電話 0948-22-5500(内 1151)
ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp



5 住宅改造助成事業

在宅の重度障がい者がいる世帯に対し、住宅を生活しやすいよう改造する費用の一部を助成する事業で、維持補修は除きます。申請前に着手又は完了している改造は対象となりません。

【対象者】

1	身体障がい者手帳1級または2級の交付を受けている人、並びにそれ以外の身体障がい者の方で車いす等の交付を受けている人
2	療育手帳Aの交付を受けている人及び療育手帳の交付を受けていないが、障がいの程度がAと同等と認められる人
3	療育手帳の交付を受けていないが、知能指数50以下と認められ、かつ身体障がい者手帳の3級に該当する重複障がいのある人

【助成額】

世帯の生計中心者の住民税及び所得税課税年額が非課税の世帯で、1件30万円を限度とします。

【申請に必要なもの】

- (1)住宅改造見積書 (2)平面図及び改造を要する部分の写真
 - (3)身体障がい者手帳、療育手帳
 - (4)その他 ※借家の場合は住宅改造承諾書が必要です。
- ※工事完了前・完了後に、現地確認をさせていただきます。

【問い合わせ先】 社会・障がい者福祉課 電話 0948-22-5500(内1156)
ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp

6 市営住宅への入居

市営住宅には、一般向け住宅と特定目的住宅があり、特定目的住宅には身体障がい者向けの住宅もあります。

市営住宅の入居は年に4回公募を行い公開抽選で決定します。通常、一般向け住宅に入居するには同居の親族がいることや収入基準等の要件を満たしていなければなりません。次の手帳をお持ちの方については、単身での申し込みもできます。

- (1)1～4級の身体障がい者手帳
- (2)1～3級の精神障がい者保健福祉手帳
- (3)(2)の等級に相当する療育手帳

また、収入要件も緩和されます。

ただし、常に介護が必要な方で、自宅で介護を受けることができない、又は受けることが困難な場合は単身での入居はできません。

※身体障がい者向け住宅は単身での入居はできません。

【問い合わせ先】 住宅課 管理係 電話 0948-22-5500(内1523)
ファックス 0948-22-6271
メールアドレス jyuutaku@city.iizuka.lg.jp

